

羽村市

令和7年度

保育園・幼稚園等ガイドブック



令和7年4月入所申込みの受付期間

☆認可保育園・認定こども園（保育）・家庭的保育者

【一次募集】 令和6年12月 2日（月）～12月13日（金）

※土曜受付 令和6年12月 7日（土）

※夜間受付 令和6年12月13日（金） 午後7時まで

【二次募集】 令和7年 1月22日（水）～ 2月 4日（火）

☆認定こども園（教育）・幼稚園

【願書配布】 令和6年10月15日（火）から開始

【願書受付】 令和6年11月 1日（金）から開始

※各園に直接お問い合わせください。

羽村市子ども家庭部子育て支援課保育・幼稚園係

東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話 042-555-1111 内線 231～234

<http://www.city.hamura.tokyo.jp/>

1 利用できる施設・サービス

年齢や「保育を必要とする事由」の有無で利用できる施設等が異なります。家庭の状況に合わせて、利用施設をご検討ください。

年齢	保育を必要とする事由	利用できる施設・サービス
0～2歳児 	あり	認可保育園 4ページ
		認定こども園（保育） 4ページ
		家庭的保育者 4ページ
		認可外保育施設（認証保育所） 30ページ
		一時預かり保育 31ページ
		定期利用保育 32ページ
	なし	一時預かり保育 31ページ
3～5歳児 <small>※幼稚園は満3歳児～</small> 	あり	認可保育園 4ページ
		認定こども園（教育／保育） 24ページ／4ページ
		認可外保育施設（認証保育所） 30ページ
		一時預かり保育／定期利用保育 31ページ／32ページ
		幼稚園（新制度移行園／従来型幼稚園） 24ページ
	なし	認定こども園（教育） 24ページ
		幼稚園（新制度移行園／従来型幼稚園） 24ページ
一時預かり保育 31ページ		

《備考》

- ・4月1日時点の年齢が基準です。
- ・「保育を必要とする事由」とは、児童と同居する家族が、就労等の理由により、家庭で保育ができない事由のことを言います。詳しくは6ページをご覧ください。



2 幼児教育・保育施設の種類と概要

①認可保育園【市役所へ申込み】(P.4～)

◆保育を必要とする児童に対して、家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設です。

◇対象年齢：0～5歳児

◇開所日：月曜日～土曜日 7:00～19:00（一部 7:00～20:00 の園あり）※延長時間を含む

②認定こども園【教育：施設へ申込み (P.24～) 保育：市役所へ申込み (P.4～)】

◆幼児教育と保育の両方を兼ね備えた施設です。教育と保育を一体的に受けられることが特徴です。

<教育部分>

◇対象年齢：満3～5歳児

◇開所日：月曜日～金曜日 時間は施設により異なる

<保育部分>

◇対象年齢：0～5歳児

◇開所日：月曜日～土曜日 時間は施設により異なる

③家庭的保育者【市役所へ申込み】(P.4～)

◆自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、資格を持つ保育経験者が少人数保育を行います。

◇対象年齢：0～2歳児 ※3歳児クラスに進級する際、転園が必要です。

◇開所日：月曜日～金曜日 8:30～17:30 ※延長時間を含む

※申込の際、事前見学をお願いしています。

④幼稚園【施設へ申込み】(P.24～)

◆小学校以降の教育の基礎をつくるために、幼児期の子どもに対して集団生活の中で教育を行う学校です。

<新制度移行園…子ども・子育て支援新制度に移行している施設>

<従来型幼稚園…新制度に移行せず、従来通りの制度で運営している施設>

◇対象年齢：満3～5歳児

※園によっては、満3歳児未満を対象としたクラスもありますので、施設へお問い合わせください。

ただし、無償化の対象とはなりません。

◇開所日：月曜日～金曜日 時間は施設により異なる

⑤認可外保育施設・認証保育所【施設へ申込み】(P.30)

◆上記①～③以外の保育を行うことを目的とした施設です。

認証保育所：東京都の設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設

◇対象年齢：0～5歳児

◇開所日：月曜日～土曜日 時間は施設により異なる



保育園・認定こども園（保育） 家庭的保育者を希望する場合

《対象施設》

【認可保育園】

玉水保育園

かやの実保育園

太陽の子保育園

さくら保育園

富士見第一保育園

羽村まつの木保育園

あおぞら保育園

チューリップ保育園

富士見第二保育園

羽村たつの子保育園

まつぼっくり保育園

羽村しらうめ保育園

【認定こども園（保育）】

認定こども園 あすなる 認定こども園 富士みのりこども園

【家庭的保育者】

清水 由美子

森田 照子

こちらの二次元コードから、
施設案内・案内図が確認できます

【施設案内】



【案内図】





申請前の確認事項

□保育を必要とする事由の確認

- ・申込みには、保護者の保育を必要とする事由（要件）が必要です。要件の内容と提出書類については次ページをご確認ください。
- ・なお、同居している18歳～65歳未満の方（大人）も要件書類のご提出が必要です。また、書類提出がない場合や要件のない方がいる場合、申込みは可能ですが利用調整において減点の対象となります。

□施設の見学

- ・下記に該当する場合は、必ずお子さんと一緒に申請する施設へ事前見学に行ってください。事前の見学、相談なくお申込みいただいた場合、職員の配置状況等によって、空きがあっても入所できない場合があります。
 - ◇アレルギーや持病、障害などで個別の配慮が必要な場合
 - ◇入所可能な月齢だが、まだ月齢自体が低い（3～4か月程度）場合
- ・家庭的保育者を希望する場合は、認可保育園等と保育環境が異なるため、事前にご見学のうえお申込みください。
- ・上記に該当しない場合、見学は必須ではありませんが、施設により雰囲気や保育方針等が違いますので、事前の見学をおすすめしております。なお、入所後に転園希望を出すことも可能ですが、原則、転園は年度で一度のみとなっておりますのでご注意ください。

□保育標準時間と短時間（保育の必要量）

保育を必要とする事由に応じて必要量（施設を利用できる時間）が異なります。

必要量	最大利用可能時間	対象となる要件
標準時間	午前7時～午後6時	就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、就学 ※希望すれば短時間も可能です。
短時間	午前8時30分～午後4時30分 ※認定こども園あすなろの場合は午前9時～午後5時	求職、育児休業

*利用可能な保育時間のほか、保育料（利用者負担額）や延長保育時間などが異なります。

*保育の必要量の変更は月単位です。保育必要量を変更したい場合は、前月末までの手続きが必要です。

*求職から就労への変更手続きに係る、就労証明書の提出期日は21ページをご確認ください。

□育児休業から復職を予定している場合

育児休業取得中で保育施設の入所が決定した場合は、入所が決定した月の翌月1日までに育児休業から復職していただくことが条件です。ただし翌月1日が休業日の場合は翌営業日までとなります。就労証明書に職場復職予定日を明記の上、お申し込みください。

入所が決定した月の翌月1日までに復職しない場合や、復職後の勤務日数・時間等が申請時より減少している場合は、その利用を解除することがあります。ただし、育児短時間制度を利用する場合は、この限りではありません。なお、一日の労働時間が著しく少なくなっている場合や、日数が減少している場合は、契約自体の変更とみなす場合があります。

□横田基地内にお住いの方

横田基地住宅管理課が発行する「PROOF OF RESIDENCY（居住証明書）」を提出してください。

※羽村エリアに居住がある場合のみ、市民としての申込みが可能です。

保育を必要とする事由と必要になる提出書類

保護者の状況	必要な書類		認定の有効期間
就労 ※内定含め、雇用されている方、自営業の方 ※日雇いは、就労となりません。	就労証明書 ・羽村市の様式をご利用ください ・自営業の方は、事業をされていることが分かる書類（開業届や確定申告のコピー等）を添付してください ※記入漏れがある場合、再提出していただくことがあります	・週3日以上、1日4時間以上の労働を常態としていることが最低条件です。 ※日雇いの場合は、労働を常態としていないため、対象外となります。 ・証明日から3ヶ月以内のもの ※就労証明書の提出がない場合は 求職事由 での扱いとなります。	最長、就学前まで
妊娠・出産	母子健康手帳のコピー	表紙と出産予定日が確認できる部分のコピー	出産予定月の前後2か月間
保護者の疾病	診断書 ・羽村市の様式をご利用ください	・保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの ・発行日から1年以内のもの	最長、就学前まで
保護者に障害がある時	障害者手帳等のコピー	・ 身体障害者手帳の場合 手帳番号、本人欄、障害名、交付履歴等（記載がある場合）が確認できる部分のコピー ・ 愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の場合 手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー	最長、就学前まで
介護・看護など	① 介護、看護状況申告書 ・羽村市の様式をご利用ください ② 介護・看護を受けている方の診断書または障害者手帳等のコピー、介護保険被保険者証のコピー等 ・診断書は羽村市の様式をご利用ください	・介護、看護の対象の方の疾病名、期間や要介護状態（要介護3以上が対象）がわかるもの ・週3日以上、1日4時間以上の介護・看護を常態としていることが最低条件です。 ・診断書は発行日から1年以内のもの	最長、就学前まで
保護者が学校に通っている時	① 在学証明書、学生証及び ② 時間割のわかる資料、カリキュラム一覧表など	・学校名、本人欄、交付年月日（記載がある場合）が確認できる部分のコピー ・週3日以上、1日4時間以上の通学を常態としていることが最低条件です。	通学期間中
求職活動を行っている場合	不要	入所後3か月以内に、週3日以上、1日4時間以上の労働を常態とした仕事を始めることが条件です。 ※日雇いの場合は、労働を常態としていないため、対象外となります。	入所月含め3ヶ月

※「災害復旧にあたる場合」「虐待やDVのおそれがあること」「その他、上記に類する状態として市が認める場合」も要件にあたります。該当する場合はご相談ください。

※育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、生まれた子が1歳となる年の年度末まで継続利用が可能となります。育児休業から復職する場合については5ページをご確認ください。



提出先

羽村市役所西庁舎 2階 4番窓口 子ども家庭部 子育て支援課 保育・幼稚園係
 受付期間内に書類を上記の窓口までご提出ください。郵送での提出は受け付けていません。
 ※保護者どちらかがお持ちください。保護者以外の方が提出する場合は委任状が必要ですので、事前にご相談ください。

受付期間

●令和7年4月からの利用を希望する場合

一次募集	令和6年12月 2日(月)～12月13日(金)	午前8時30分～午後5時
二次募集	令和7年 1月22日(水)～ 2月 4日(火)	午前8時30分～午後5時

※12月7日のみ土曜日も受け付けます。(午前11時45分～午後1時は受け付けできません)
 正面玄関は利用できませんので、線路側の入口をご利用ください。
 ※12月13日(金)のみ午後7時まで受け付けます。
 ※入所決定に公平を期すため、上記の受付期間以外は申し込みを受け付けません。ご了承ください。

●年度途中からの利用を希望する場合

各月の受付期間は下記のとおりです。受付時間は平日の午前8時30分～午後5時です。

利用希望月	受付期間	利用希望月	受付期間
5月	4月1日(火)～4月15日(火)	11月	10月1日(水)～10月15日(水)
6月	5月1日(木)～5月15日(木)	12月	11月4日(火)～11月14日(金)
7月	6月2日(月)～6月13日(金)	1月	12月1日(月)～12月15日(月)
8月	7月1日(火)～7月15日(火)	2月	1月5日(月)～ 1月15日(木)
9月	8月1日(金)～8月15日(金)	3月	2月2日(月)～ 2月13日(金)
10月	9月1日(月)～9月12日(金)		

●利用調整・決定

就労証明書等、申込みの際に提出された書類や家庭状況から「利用調整(選考)基準表」(8ページ)をもとにそれぞれ点数をつけ、優先順位を決定します。優先順位の高い世帯から順に希望施設へ入所できるよう利用調整(選考)を行います。先着順ではありません。「保育の必要性の認定」を受けていても保育施設等をすぐに利用することができない場合(利用保留)がありますので、あらかじめご承知おきください。なお、申込みの有効期限は令和8年3月末までです。一度お申し込みいただければ、利用希望月の翌月以降も利用調整の対象となります。

別表（第4条関係）利用調整（選考）基準表

番号	種類	細目	基準点数		
1	就労	週5日以上	1日7時間以上	20	
			1日6時間以上7時間未満	19	
			1日4時間以上6時間未満	18	
		週4日以上	1日7時間以上	19	
			1日6時間以上7時間未満	18	
			1日4時間以上6時間未満	17	
		週3日以上	1日7時間以上	18	
			1日6時間以上7時間未満	17	
			1日4時間以上6時間未満	16	
	内職	週3日以上、1日4時間以上	13		
2	求職	求職活動により保育にあたれない場合（起業準備、書類不備の場合を含む）	11		
3	出産	出産前後（出産予定月とその前後2か月、計5か月以内）	17		
4	疾病 障害	疾病	入院中もしくは入院予定者（おおむね1か月以上）	20	
			常時病臥・感染性疾患	20	
			上記以外	17	
		障害	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1・2度	20	
			身体障害者手帳4級、愛の手帳3・4度	18	
			身体障害者手帳5・6級	17	
			精神性	精神障害者保健福祉手帳1・2級	20
				精神障害者保健福祉手帳3級	18
				上記以外	17
5	介護 看護	付添	週3日4時間以上の病院等への付添など	16	
		観察	寝たきり等の親族または重度障害者等の常時観察と介護	18	
			上記以外	16	
6	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁など	20		
7	災害	震災・火災などによる自身の家屋損傷、その復旧のため保育にあたることができない場合	20		
8	支援家庭	児童虐待防止等の観点から特別の支援を要する場合	20		
9	就学・職業訓練	就学・職業訓練のため、日中の外出を常態とする場合	15		
10	その他	前記に掲げるもののほか、明らかに保育にあたれないと認められる場合	20		

※ 基準表に基づいて、保護者それぞれの基準点数を決定し、その中で基準点数が最も低い保護者の基準点数に次に定める調整点数において当該保護者が該当する基準点数を加算して判定する。また、同点の場合は世帯の就労状況や家族状況等により判定する。

- ① 1 就労について 就労時間について、休憩時間を含み、通勤時間を含まない。
 ② 2 求職について 保育施設等利用開始後3か月以内に1の状態つくことを条件とする。
 ③ 5 介護・看護について 同居別居を問わない。
 ④ 9 就学・職業訓練について 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）第1条の5第7項イ、ロのいずれかに該当する場合をいう。

調整点数

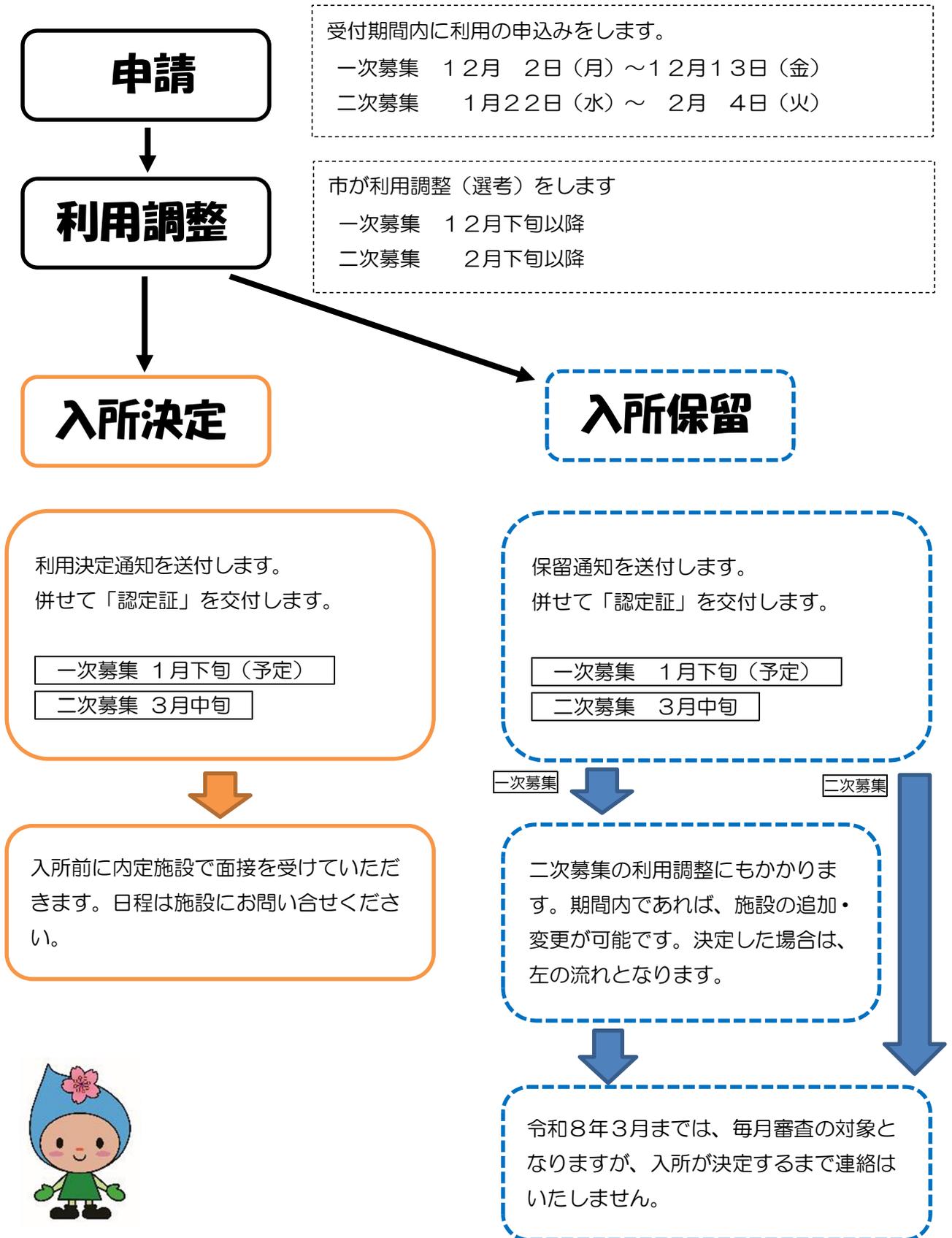
条件	加点先	調整点数
ひとり親世帯（監護する子ども以外に同居人がいる場合を除く）	世帯	+3
生活保護世帯	世帯	+2
優先的に施設を利用する必要がある世帯（選考会議で認められたもの）	世帯	+5
申込み児童が障害（基準表4を参照）を有する場合	世帯	+1
現に兄弟姉妹が利用している保育施設等を希望する場合	世帯	+1
育児休業取得のため施設の利用を解除した児童が、休業明けに再度申込みする場合	世帯	+2
施設利用希望月より遡って3か月以上認可外施設の利用を常態としている場合	世帯	+1
基準表1～10に該当しない、18歳以上65歳未満の同居者（別世帯も含む）がいる場合	世帯	-3
在住、在勤でない場合	世帯	-11
選考会議の際、3か月以上の保育料の滞納がある場合（卒園児を含む）	世帯	-10
保護者が育児休業の延長を許容できる場合	世帯	-20
保護者が保育士であって、市内の保育施設等において保育に従事している、または従事することが内定している	個人	+4
保護者が保育士であって、市外の保育施設等において保育に従事している、または従事することが内定している	個人	+2
保護者が自営業で中心者ではない場合（児童の祖父母が経営している会社に勤めている場合も含む）	個人	-1
保護者が利用開始希望月からの就職が内定している場合	個人	-3

※基準表に基づいて、保護者それぞれの基準点数を決定し、いずれか低いほうの点数に調整点数を加算して判定します。
 点数同位の場合は、世帯の合算点で判定します。

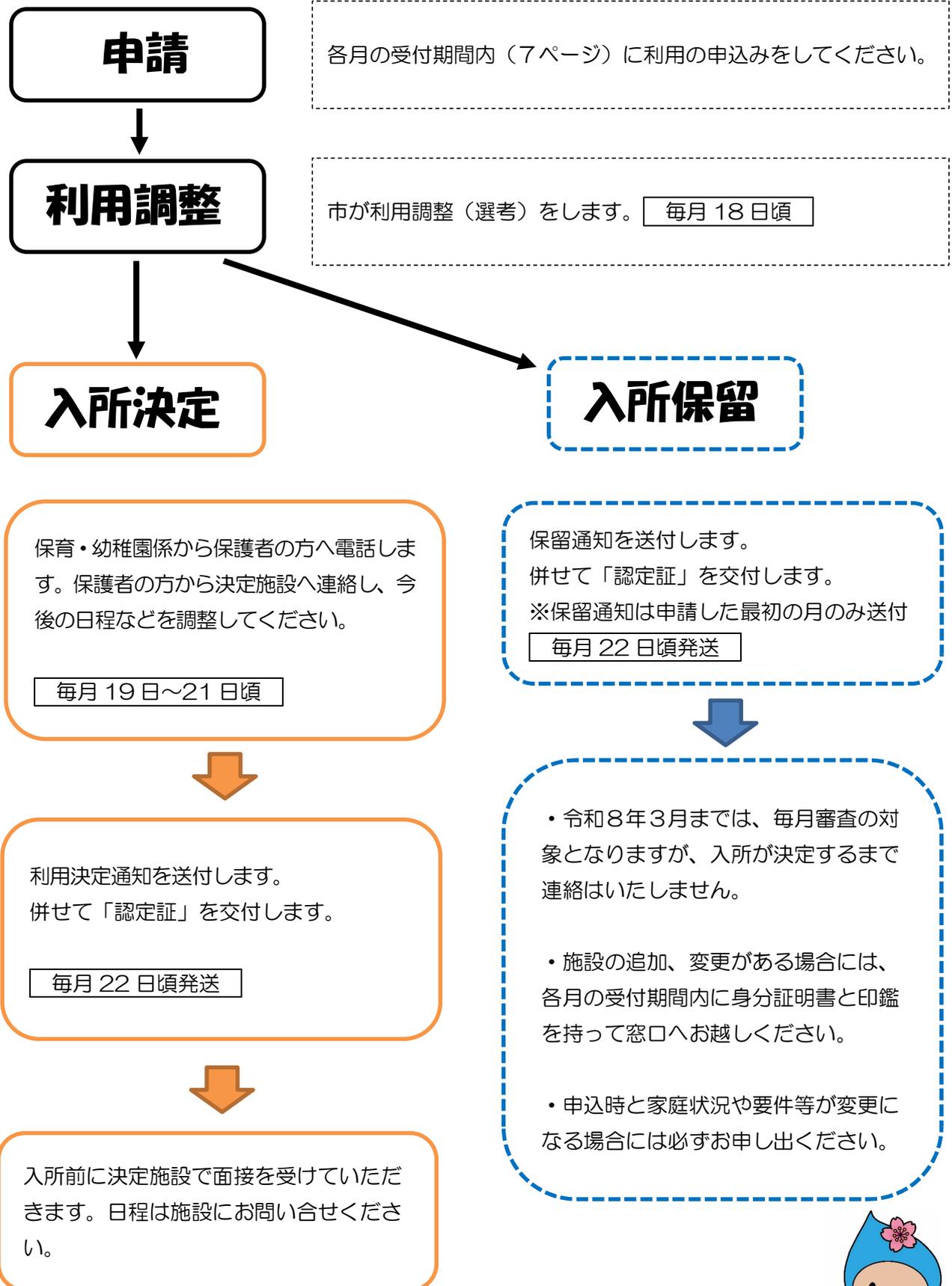


申込みから利用までの流れ

≪4月入所の場合≫



《5月～3月入所の場合》





羽村市外に住んでいて、羽村市の施設を申し込む場合

◇転入予定の有無によって、下記のとおり申請方法等が異なります。また、毎月の施設入所に係る審査は、市民と転入予定者が優先となります。

A：転入予定がある場合

申請窓口	羽村市 子育て支援課 保育・幼稚園係
提出書類	<p>①申請書類一式 ※羽村市様式 (市公式サイトでもダウンロードできます。)</p> <p>②就労証明書など要件がわかる書類</p> <p>③羽村市での新住所と契約者、契約日等の記載がある家屋の売買契約書や賃貸契約書の写し ※利用希望月前月末日までに、羽村市に転入することを証明できる場合は、羽村市民として扱います。転入ができなかった場合は利用解除となります。</p> <p>④同居申立書【実家や、すでに羽村市で居住している家族のところへ入居する場合のみ】 ※様式は問いませんが、転入予定日、書類作成日、転入先の住所、住宅の所有者、同居予定者全員の氏名を記入して作成してください。自署であれば押印不要ですが、パソコン等で作成する場合には押印してください。</p> <p>⑤課税証明書 ※証明書の年度について ★4月～8月入所を希望の場合：前年度課税証明書 ★9月～3月入所を希望の場合：当年度課税証明書 ※保護者（父・母）の証明書をご提出ください。同居でなくても、保護者分は必要です。</p>
提出期限	7ページの入所希望月の受付期間 ※遠方により受付期間内に提出が難しい場合には、ご相談ください。

B：転入予定がない場合

◇クラス年齢によって申込みを制限しています。

・0～2 歳児クラス

父母どちらかが、羽村市内で週3日以上、1日4時間以上、勤務（内定も可）していることが申込みの条件です。経由地要件（勤務先までの経路が羽村市を経由する場合）ではお受けできません。在勤要件がなくなった場合、年度末で退園となります。

・3～5 歳児クラス

在勤要件がない場合でも申込みが可能です。ただし利用は年度末までで、次年度の継続利用はできません。次年度も利用を希望する場合は、再度新規での申請となりますので、利用の確約はできません。

◇在勤要件がある場合には、次年度の継続利用は、可能です。

◇転入予定のない方について、毎月入所の受付期間は同じですが、4月入所を希望する場合は、二次募集から対象となりますのでご了承ください。

申請窓口	住民登録のある自治体
提出書類	①申請書類一式 ※住民登録のある自治体の様式 ②就労証明書など要件がわかる書類 （テレワーク、在宅勤務の場合は要相談） ③課税証明書 ※証明書の年度について ★4月～8月入所を希望の場合：前年度課税証明書 ★9月～3月入所を希望の場合：当年度課税証明書 ※保護者（父・母）の証明書をご提出ください。同居でなくても、保護者分は必要です。
提出期限	羽村市の締切日（7ページ）に間に合うように、住民登録のある自治体へご提出ください。





羽村市民で羽村市外の施設を申し込む場合

A：申込先の自治体へ転出予定がある場合

◇転出先自治体の運用により申請方法や提出期限が異なりますので、予め転出先の自治体に直接お問い合わせください。なお、羽村市を介しての問い合わせは、行っておりませんので、ご了承ください。

※入所の可否にかかわらず、転出されたら申込先自治体の保育担当課にて手続きを完了してください。

B：申込先の自治体へ転出予定がない場合

申請窓口	羽村市 子育て支援課 保育・幼稚園係
提出書類	申請書・要件書類一式 ※羽村市様式 (市公式サイトでもダウンロードできます。)
提出期限	申込先自治体にご確認ください。 ※申込自治体の受付期間内に提出する必要がありますので、申込締切日の一週間前までに、提出書類を揃えて提出してください。

※自治体によっては利用申込みの制限を行っている場合があります。予め、入所を希望する認可保育施設が所在する自治体にお問い合わせのうえ、お申込みください。



マイナンバー（個人番号）について

マイナンバーは申込児童と同居しているすべての方の記載及び提示が必要です。ただし、「教育・保育給付認定申請書 兼 令和7年度保育施設等利用申込書」の同意欄にご署名いただければ、保育・幼稚園係が確認しますのでマイナンバーの記入、および窓口での確認は不要です。

同意欄にご署名せずお申込みする場合は、お手続きにお越しの際に以下の書類をお持ちください。

- ① マイナンバーの記載が必要なすべての方の「個人番号カード」、「個人番号記載の住民票の写し（または住民票記載事項証明）」など個人番号を確認できるもの
- ② 申請に来庁される保護者について個人番号がわかる書類のほか、身元の確認ができるもの。



申請に関するよくある質問

Q1	保護者の他、祖父母と同居しています。祖父母等にも保育を必要とする事由が必要ですか
A1	<p>65歳未満であれば必要です。住民票では別世帯になっていたとしても、同居している場合は祖父母に限らず全員分の要件書類を提出してもらう必要があります。書類の提出がない場合、お申し込みはできますが減点の対象となります。</p> <p>なお、完全二世帯住宅（玄関や水道メーター等がすべて別々になっている）や同じ敷地内に別々に家がある場合は別居とみなしていますので、証明できる書類等をご提出ください。住民票の異動がないまま別居となっているご家族がいる場合も、同様に書類の提出が必要です。</p>
Q2	配偶者と別居している場合の取り扱いについてはどのようになりますか
A2	<p>別居中であっても、離婚が成立していない場合は配偶者の各種書類の提出が必要になります。離婚調停中の場合は、そのことが証明できる書類を出してもらうことで、保育を必要とする事由の証明書類に替えることができます。なお、この場合でも、保育料の算定には配偶者を含めます。DV被害等により配偶者と連絡が取れない場合は別途ご相談ください。</p> <p>また、離婚が成立していても、元配偶者と同居をしている場合は各種書類の提出が必要になります。</p>
Q3	希望施設の順位（第1希望～第8希望）によって優先順位（点数）は変わりますか
A3	<p>変わりません。希望施設の順位による加点はありません。希望順位が低くても優先順位（点数）の高い世帯が入所決定します。</p> <p>【例】優先順位（点数）の高い世帯の第8希望と、優先順位（点数）の低い世帯の第1希望の場合、優先順位の高い世帯に入所決定します。ただしこれは優先順位の高い世帯が第7希望までの施設に入所できなかった場合となります。</p>
Q4	希望施設はいくつ書かなければいけないですか
A4	<p>希望施設数によって優先順位は変わらないため、いくつ書かなければならないという規定はありません。ただし希望する施設が少ないほど、結果的にどこの施設にも入所できなくなる可能性が高くなります。職場や家庭の都合等により保育施設の利用を強く希望する場合は、通える範囲でできるだけ多く記入することをおすすめします。たとえ空きがあっても、希望施設に記入していない施設へ入所を決定することはありません。</p> <p>なお、第1希望の施設に入所ができない場合のみ第2希望（以下同様）の施設への利用調整を行いますので、第2希望を記入したことによって第1希望の施設に入所しづらくなることはありません。</p>

Q5	空きがない施設に申し込むことは可能ですか
A5	可能です。申込時に空きがなくても、退園や転園により空きが生じる場合があります。希望施設の順位によって優先順位（点数）に変わりはないため、空き状況に関わらず、入所したい順に希望施設をご記入ください。

Q6	兄弟姉妹が同時に申し込みする場合、書類はすべて児童数分必要ですか
A6	申込書は児童数分必要ですが、就労証明書などの要件書類は共通の1部で構いません。また、就労証明書は学童クラブ入所申請と兼用できます。同時期にお申し込みされる場合は、事前にコピーを取っていただき、それぞれにご提出ください。なお、学童クラブの電子申請の際に利用した、要件書類の写真を印刷したものは受け取れません。原本または原本をコピーしたものを提出ください。

Q7	生後何か月から保育園に入所できますか
A7	生まれた日を生後0日とカウントし、生後56日経過後の翌月1日から受け入れ可能です。ただし月齢が低い場合には申請前に事前に施設へ相談することをお願いしています。 なお、一時預かり・定期利用については受入対象年齢が施設によって異なります。31ページ、32ページをご覧ください。

Q8	横田基地内に住んでいます。どのような書類を提出すればいいですか
A8	横田基地住宅管理課が発行する「PROOF OF RESIDENCY（居住証明書）」及び W-2 (wage & tax 米国の給料と納税の明細書) を提出してください。 ※羽村エリアに居住がある場合のみ、市民として申込みが可能です。

Q9	4月1日入所の受付期間後（一次募集：12月2日～12月13日）に生まれる子について4月1日入所の申し込みは可能ですか
A9	申し込み可能です。4月1日入所の場合、2月3日（うるう年は4日）までに生まれれば4月1日が生後56日経過後の翌月1日となり、受入可能となります。 また、申し込みの際には母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記入されているページ）が必要となります。出産後には生まれた子の氏名や性別等、申込書に加筆が必要となるため、出生届の手続き時に必ず保育・幼稚園係へお越しくください。

Q10	入所できなかった場合、翌月も申請が必要ですか
A10	<p>不要です。一度お申込みいただければ、同じ年度の3月入所まで継続的に利用調整の対象となります。ただし、利用調整の結果、入所ができなかった旨の通知は最初の1回のみとし、以降は入所が決定した時にご連絡します。希望施設の追加・変更を希望する場合は申込受付期間（7ページ）に、身分証明書とご印鑑をお持ちの上ご来庁ください。また、申請後に家庭状況および勤務状況等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。</p> <p>なお、継続的に利用調整の対象となるのは3月入所までですので、次年度4月の申込は別途必要となります。次年度4月入所の受付期間については、11月1日以降にお問い合わせください。</p> <p>※継続的に利用調整の対象となっている方に対して、次年度の案内は個別に行っておりません。</p>

Q11	入所を辞退した場合、その後の申請時に減点などありますか。
A11	<p>調整点数の減点はありませんが、利用調整の際に不利になります（延長を許容できるを選択した場合も同様です）。辞退は他の方にも影響を与えます。辞退することがないように、事前に希望施設の見学や、就労先との調整などを行ってください。万が一辞退する場合には、速やかにご連絡ください。</p>

Q12	市外や企業の認可外保育施設を利用していますが、利用調整の加点や入所の優先となりますか。
A12	<p>3か月以上利用していることが証明できる書類（在園証明書など）が提出された場合には調整点数で加点になります。優先入所などの対応はありません。</p>



保育料について

保育料（利用者負担額）は児童の保育にかかる経費の一部を利用者に負担していただくもので、児童の同居家族（保護者等）の所得に応じて決定します。

なお、第2子以降及び3歳児クラス以上の児童は、幼児教育・保育の無償化に伴い保育料が無償となりますが、給食費は自己負担（3歳児クラス以上の児童のみ）となります。ただし、給食費のうち、ごはんやパンなどの主食代は、保護者に代わり市が負担します。保護者の方にはおかず代にあたる副食費をご負担いただきます。副食費は、通われる施設に直接お支払いください。2歳児クラス以下の児童の給食費は、保育料に含まれています。

●保育料の算定方法

児童の同居家族の市民税所得割額を基に18ページの保育料基準額表にあてはめて決定します。

基準となる市民税所得割額	
前期保育料（4月～8月分）	令和6年度市民税所得割額（令和5年中の所得）
後期保育料（9月～3月分）	令和7年度市民税所得割額（令和6年中の所得）

- 基本的には父母の税額で算定しますが、父母の市民税が非課税の場合は、同居する方の中で収入の高い方を算定に含めます。なお、ひとり親で同居のパートナーの方がいる場合、保護者の課税状況に関わらずパートナーは算定に含めます。
- 保育料の算定にあたっては調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除等）は適用されません。
- 税の申告をしていない場合や不備がある場合等、市民税が決定されていない方は最高額の保育料で一度決定いたしますので、税の申告漏れ等にご注意ください。申告後が済みましたら保育・幼稚園係までご連絡ください。お勤め先の会社等が申告している場合は必要ありません。
- 算定対象期間に海外赴任等による国外での収入があった場合は、お勤め先が発行する給与の支払証明書等の提出を求められる場合があります。なお、横田基地内で働いている場合には、W-2（wage & tax 米国の給料と納税の明細書）をもとに保育料を算定しますので、提出をお願いします。
- **税の修正申告をした場合**や、結婚・離婚・引っ越しによる同居人の変更があった場合は、保育料が変更になる場合があります。必ず保育・幼稚園係までご連絡ください。
- 利用する施設による保育料の違いはありません。ただし、施設によって保育料以外の費用（保護者会費や行事費等）が設けられている場合があります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。
- ひとり親世帯および要保護者を含む世帯（以下、ひとり親世帯等）における保育料の減額
世帯の市民税所得割額が77,101円未満（階層区分がD7以下）の場合、1人目の子ども（第1子）の保育料が半額となります。要保護者（児）のいる世帯で減額を希望する場合、障害者手帳の写し等の提出が必要となります。

【要保護者とは】

身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者であって、施設等に入所または入院をしていない障害者または障害児です。対象となる方がいる場合には、証明書類のコピーを提出してください。

保育料基準額表（月額）

（単位：円）

階層 区分	定 義	0歳クラス～2歳クラスの第1子	
		保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護世帯等	0	0
B階層	A階層を除き市区町村民税非課税世帯	0	0
C階層	市区町村民税のうち均等割のみの世帯	3,800	3,700
	うち、ひとり親世帯等	1,900	1,850
D階層	1 市民税所得割額が15,000円未満の世帯	5,200	5,100
	うち、ひとり親世帯等	2,600	2,550
	2 // 15,000円以上29,100円未満の世帯	6,400	6,200
	うち、ひとり親世帯等	3,200	3,100
	3 // 29,100円以上39,000円未満の世帯	7,600	7,400
	うち、ひとり親世帯等	3,800	3,700
	4 // 39,000円以上48,600円未満の世帯	8,800	8,600
	うち、ひとり親世帯等	4,400	4,300
	5 // 48,600円以上57,700円未満の世帯	10,200	10,000
	うち、ひとり親世帯等	5,100	5,000
	6 // 57,700円以上69,200円未満の世帯	11,800	11,500
	うち、ひとり親世帯等	5,900	5,750
	7 // 69,200円以上77,101円未満の世帯	13,400	13,100
	うち、ひとり親世帯等	6,700	6,550
	8 // 77,101円以上87,000円未満の世帯	15,000	14,700
	9 // 87,000円以上97,000円未満の世帯	16,800	16,500
	10 // 97,000円以上109,100円未満の世帯	18,600	18,200
	11 // 109,100円以上126,800円未満の世帯	20,800	20,400
	12 // 126,800円以上148,000円未満の世帯	23,000	22,600
	13 // 148,000円以上169,000円未満の世帯	25,200	24,700
	14 // 169,000円以上193,000円未満の世帯	27,400	26,900
	15 // 193,000円以上219,000円未満の世帯	29,600	29,000
16 // 219,000円以上245,000円未満の世帯	31,800	31,200	
17 // 245,000円以上272,000円未満の世帯	34,000	33,400	
18 // 272,000円以上301,000円未満の世帯	36,200	35,500	
19 // 301,000円以上350,000円未満の世帯	38,400	37,700	
20 // 350,000円以上397,000円未満の世帯	40,600	39,900	
21 // 397,000円以上500,000円未満の世帯	42,800	42,000	
22 // 500,000円以上の世帯	45,000	44,200	

※第2子以降の保育料は無料です。



保育料（利用者負担額）の納入方法について

保育施設等へ入所した場合、入所月の中旬までに市から「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」（以下、保育料決定通知書）を送付します。

●認可保育園を利用する場合

- 支払先：羽村市
- 納付期限：月末（月末が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日。12月分は12月25日が月末）
- 納入方法：口座振替または納付書支払（各種金融機関やコンビニエンスストアで利用できます）
口座振替の申込みをしていない場合、保育料決定通知書に納付書が同封されています。

保育料の支払は口座振替が便利です

口座振替の申込みは、口座振替を希望する金融機関に、①口座振替依頼書（保育料決定通知書に同封）、②印鑑、③通帳をご持参いただき、お手続きください。市役所では手続きができません。なお、きょうだい（卒園児含む）等で過去に口座振替を申し込んでいる場合は、改めて手続きする必要はありません。ただし口座を変更したい場合には手続きが必要です。

●認定こども園・家庭的保育者・市外の公立施設を利用する場合

- 支払先：利用する施設（納付期限や納入方法は施設によって異なります。）
- 金額に関することは保育・幼稚園係へ、納入方法に関することは各施設へお問い合わせください。

保育料は納付期限までに必ず納めてください

保育料はお子さんの保育に必要な経費の一部に使われ、保育の質を維持するのに必要不可欠なものです。必ず納付期限内に納めてください。保育料の未納がある場合には、選考の際の優先順位が低くなります。また、施設等の利用を解除する場合や、法令に基づき差押え等の滞納処分を行う場合もありますのでご承知おきください。

●延長保育料について

延長保育を希望する場合は、下記のとおり延長保育料がかかります。延長保育料は直接施設へのお支払いとなります。

延長保育料	保育短時間の場合		保育短時間・標準時間共通
	7:30~8:30	16:30~18:00	18:00~19:00
0~1歳児クラス	1回 300円 (月利用 1,500円)	1回 300円 (月利用 1,500円)	1回 1,000円 (月利用 4,000円)
2歳児クラス以上	1回 200円 (月利用 1,000円)	1回 200円 (月利用 1,000円)	1回 800円 (月利用 3,500円)

※保育短時間認定児童の場合、早朝保育、夜間保育ともに料金が発生します。

※太陽の子保育園およびチューリップ保育園では、夜間が20時までのため料金が異なります。また、認定こども園あすなろは認可保育園と料金が異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。



保育料等の減免について

●疾病等による欠席の場合の減免

- ・利用している児童の疾病・けが等により、同一月内に15日以上（日曜・祝日等の施設の閉所日を除く）欠席された場合は、保育料が減額になる場合がありますのでご相談ください。
- ・診断書、入院計画書、医療機関の領収書、おくすり手帳等を提出していただき、該当すると認められた場合に対象になります。なお、同一月内であれば、日数を合算することができます。

（例）

①8月1日（月）～5日（金）まで病気で休んだ→5日間

②8月8日（月）～19日（金）まで病気で休んだ→11日間（日曜日を除いて算出）

→この場合①と②それぞれでは15日未満ですが、合わせて16日とすることができます。

- ・減免の対象となった場合、保育料の3分の2が減額になります。保育料は減免の可否に関わらず、先に全額お支払いください。減免の対象となった場合に減額分を市から還付いたします。
- ・児童以外の都合による欠席（里帰り出産等）は最大2か月間とし、保育料の減免はありません。なお、1か月以上欠席する場合には休園届が必要です。窓口へお越しください。

●延長保育料の免除について

認可保育園および、認可保育園から移行した認定こども園（※）において、保育料基準額表の階層区分がA階層（生活保護世帯）またはB階層（市民税非課税世帯）に該当する世帯は、延長保育料が免除になります。免除対象者については、事前に市から各施設へ情報提供しますのでご了承ください。

※市内では、富士みのりこども園が対象です。

●副食費の免除について

3歳児クラス以上の児童で下記に該当する場合は、副食費が免除になります。免除対象者については、事前に市から各施設へ情報提供しますのでご了承ください。

- ・保育料階層区分がD5階層以下に該当する世帯（ひとり親世帯等の場合はD7階層以下）
- ・3歳児クラスから5歳児クラスのなかできょうだいが3人以上保育施設等に在籍している場合の、3子目以降の児童
- ・月初（1日）から月末まで休園する場合
ただし、休園する前（免除対象月の前月末まで）に保育・幼稚園係へ休園の届け出をした場合に限ります。

（例）

10月中旬から11月中旬まで1か月間休園→対象外

10月中旬から12月初旬まで休園→10月中に市に休園の届出を提出すれば11月分が免除
休園するつもりはなかったが、10月は体調不良により一度も登園できなかった場合→対象外



入所後について

書類は「保護者」が「窓口」にお持ちください。難しい場合は必ず事前にご相談ください。

書類の提出期限は原則毎月15日（土日祝の場合は直前の平日）であり、認定の変更や保育料の変更等の反映は翌月からとなります。

《入所の要件について》

育児休業取得中で、復職を条件に入所した場合	
入所の条件	入所月の翌月1日までに復職
提出書類	復職証明書（入所決定通知に同封）
提出期限	入所月の翌月15日（土・日曜日、祝日の場合は直前の開庁日）まで
その他	入所した翌月1日までに復職していない場合や、復職証明書の提出がない場合、復職後の勤務内容が申込み時の勤務内容と乖離している場合は、入所が取消（退園）となる場合があります。復職の調整ができずに万が一退職となる場合は、わかった時点で速やかにご連絡ください。その場合には、入所月から退職前と同じ条件での就労開始が必要です。就労開始ができない場合、または故意に報告を怠っていた場合には、入所取消となる場合があります。

求職要件で入所した場合	
入所の条件	入所月を含め3ヶ月以内に、週3日以上、1日4時間以上の就労を開始
提出書類	就労証明書（入所決定通知に同封）
提出期限	入所月の翌々月の新規入所締切日（7ページ参照）
その他	就労証明書の提出と併せて、教育・保育給付認定変更申請書をご記入いただき、標準時間認定への変更手続きを行います。なお、認定の変更は月単位のため、手続きをした翌月から標準時間認定への変更となります。勤務が内定している場合も同様に、就労証明書を提出することで翌月から標準時間認定へ変更を行うことができます。

内定で入所した場合	
入所の条件	入所申請時に提出した就労証明書と同じ内容で勤務開始
提出書類	就労証明書（入所決定通知に同封）
提出期限	入所月の月末
その他	勤務時間や日数が減少している場合には、入所が取消（退園）となる場合があります。

《入所時から家庭状況等が変わる場合》

家庭状況に変更が生じた場合	
対象となる変更	転職、退職、妊娠・出産、転居、結婚、離婚、同居人の変更、保育を必要とする事由等
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定変更申請書の提出 ・変更に伴う書類の提出（就労証明書等） ※変更の内容、家庭状況により必要なものが異なります
その他	変更内容によっては、保育施設等を利用できる期間が変更となります。変更が生じることがわかりましたら、速やかに保育・幼稚園係までご連絡ください。必要なお手続きをご案内します。

現在の職場を退職する場合	
必要な手続き	保育施設を継続して利用するためには、新たな「保育を必要とする事由」が必要になります。保育を必要とする事由を「就労」以外に変更する場合は、「教育・保育給付認定申請変更申請書」の提出が必要です。
報告期限	毎月の新規入所申請締切日（7ページ参照）より前に退職した場合はその月のうち、締切日より後に退職した場合は翌月の締切日までに必ず保育・幼稚園係へお越しください。
要件の変更・提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・すぐに次の勤務先の就労証明書を提出できない場合は、保育を必要とする事由を「求職」に変更する必要があります。この場合翌月から保育短時間での認定になり、3か月以内に新たな勤務先の就労証明書（週3日以上、1日4時間以上であること）を提出していただく必要があります。 ・疾病により退職した場合は、保育を必要とする事由を「疾病」に変更する必要があります。この場合、医師の診断書（保育が困難であることが明記されたもの／6ページ参照）の提出が必要になります。 ・妊娠により退職した場合は、保育を必要とする事由を「妊娠・出産」に変更する必要があります。母子手帳の表紙と出産予定日を記載したページのコピーをご提出ください。なお、「妊娠・出産」の事由による期間は、出産予定月とその前後2か月の計5か月以内のみです。期間経過後も継続して通う場合には別途、保育を必要とする事由が必要となります。

在園中に育児休業を取得する場合	
必要な手続き	育児休業期間の保育施設等継続利用希望申出書の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・申出書は保育・幼稚園係に出産のご報告をいただいた際にお渡ししています。 ・育児休業取得期間や復職予定日などについて職場の証明が必要です。
提出期限	出産予定月の翌々月末
その他	育児休業取得中の継続利用は、「生まれた子が1歳となる年の年度末まで」です。翌4月には生まれた子を保育所等に入所させるなどして育児休業から復職する必要があります。なお、育児休業取得中は保育短時間認定となります。

市外へ転出する場合	
必要な手続き	退園届の提出
提出期限	転出する月の月末（なるべく早めに）
その他	<p>【転出後も現在通っている施設に通う場合】</p> <p>羽村市民としては一旦退園となりますので、退園届を書いていただきます。翌月入所にも関わりますので、毎月の申込締切日までに窓口へお越しく下さい。現在通っている施設は年度末まで利用が可能ですが、在勤要件がある場合には翌年度も継続して通うことが可能です。退園届の手続き時に必要な書類を渡しますので、転出先の自治体の保育担当部署にて当月中に手続きを行ってください。</p> <p>【転出後は現在通っている施設に通わない場合】</p> <p>翌月入所にも関わりますので、毎月の申込締切日までに窓口へお越しく下さい。転出先で新しい施設への入所を希望する場合には、13ページを参考に書類をご準備ください。ご不明点についてはお問い合わせください。</p>

施設を退園する場合	
対象となる事案	保育が不要となった場合、市外への転出、幼稚園への転園など
必要な手続き	退園届の提出
提出期限	退園する月の新規入所申込締切日（7ページ参照）
その他	なお、保護者の保育を必要とする事由がなくなった場合、特別な理由がなく長期間欠席をしている場合は退園となる場合があります。

幼稚園を希望する場合

《対象施設》

【新制度幼稚園】

ルーテル羽村幼稚園

さかえ幼稚園

富士学院幼稚園

【認定こども園（教育）】

あすなろ

富士みのりこども園

【従来型幼稚園】

五ノ神幼稚園

羽村善隣幼稚園

村野小鳩幼稚園

こちらの二次元コードから、
施設案内・案内図が確認できます

【施設案内】



【案内図】





幼稚園（新制度移行園、従来型幼稚園）・認定こども園（教育）について

入園について

○入園資格

満3歳から小学校就学前の児童

※満3歳…3歳のお誕生日を迎えてから最初の3月31日を迎えるまでの児童

なお、入園は、満3歳の誕生日の前日から可能です

○入園の流れ

①入園を希望する施設に、願書を直接提出してください。

4月入園 願書配布：10月15日から 願書受付：11月1日から

年度途中の入園 施設に直接問い合わせてください。

※説明会や施設見学を実施している施設もありますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

②入園内定後、幼稚園を通じて、無償化に必要な「認定（※下記①、②参照）」に関する書類を受け取り、提出します。

③市から、「認定通知書」が交付されます。

4月入園 3月中旬～下旬頃

年度途中の入園 毎月上旬頃

○無償化に必要な認定及び無償化の内容、補助金について

No.	内容	新制度移行幼稚園・ 認定こども園（教育）	従来型幼稚園
①	必要な認定 （保育の必要性なし）	<p>●教育・保育給付認定（1号） 提出する書類： 教育・保育給付認定申請書（様式第1号）</p>	<p>●施設等利用給付認定（1号） 提出する書類： 施設等利用給付認定申請書（様式第1号）</p>
②	必要な認定 （保育の必要性あり） ※預かり保育の無償化を希望する場合はこの認定が必要です （④参照）	<p>●教育・保育給付認定（1号） ●施設等利用給付認定（2号又は3号） 提出する書類： 教育・保育給付認定申請書（様式第1号） 施設等利用給付認定申請書（様式第1号の2） 保育を必要とする事由の証明書類※</p>	<p>●施設等利用給付認定（2号又は3号） 提出する書類： 施設等利用給付認定申請書（様式第1号の2） 保育を必要とする事由の証明書類</p>
		<p>※保育を必要とする事由の証明書類については、6ページをご覧ください。 ※施設等利用給付認定（3号）は非課税世帯の満3歳児のみ対象です。</p>	

No.	内容	新制度移行幼稚園・ 認定こども園（教育）	従来型幼稚園															
③	利用料（保育料）の無償化について	<p>利用料（保育料）は0円です。 ※給食費などの実費分は保護者の負担となります。</p>	<p>保護者が施設に支払った利用料（保育料）に対し、月額 25,700 円を上限に、「施設等利用費」が支給されます。 ※市内の幼稚園では、施設等利用費（月額 25,700 円）と東京都保護者負担軽減補助金（月額 1,800 円）（※⑤参照）を合わせた月額 27,500 円を施設が保護者に代わって受領しています。 ※施設の定めた保育料と 27,500 円（市外の施設は 25,700 円）の差額及び給食費などの実費分は保護者の負担となります。</p>															
④	預かり保育及び預かり保育利用料の無償化について	<p>教育時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、施設で実施している「預かり保育」を利用することができます。各施設で実施状況が異なるため、利用方法や料金等は各施設に直接お問い合わせください。</p> <p>なお、保育の必要性があり、認定（※②参照）を受けている場合は無償化の対象となり、保護者が施設に支払った預かり保育の利用料に対し、月額 11,300 円（※）を上限（日額上限 450 円）に、「施設等利用費（預かり保育分）」が支給されます。 （※）3号認定の場合、月額上限 16,300 円</p> <p><支給額の算定イメージ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預かり保育を利用した日数 (A)</th> <th>補助上限額 (A) × 450 円 (B)</th> <th>保護者が施設に払った利用料 (C)</th> <th>支給額 (B) と (C) のうち低い方 (D)</th> <th>実際の負担額 (C) - (D) (E)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 日</td> <td>4,500 円</td> <td>4,000 円</td> <td>4,000 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>20 日</td> <td>9,000 円</td> <td>10,000 円</td> <td>9,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><交付の時期（予定）> ○4 月～8 月分：9 月下旬頃 ○9 月～3 月分：4 月下旬頃</p>	預かり保育を利用した日数 (A)	補助上限額 (A) × 450 円 (B)	保護者が施設に払った利用料 (C)	支給額 (B) と (C) のうち低い方 (D)	実際の負担額 (C) - (D) (E)	10 日	4,500 円	4,000 円	4,000 円	0 円	20 日	9,000 円	10,000 円	9,000 円	1,000 円	
預かり保育を利用した日数 (A)	補助上限額 (A) × 450 円 (B)	保護者が施設に払った利用料 (C)	支給額 (B) と (C) のうち低い方 (D)	実際の負担額 (C) - (D) (E)														
10 日	4,500 円	4,000 円	4,000 円	0 円														
20 日	9,000 円	10,000 円	9,000 円	1,000 円														
⑤	副食費について	<p>市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯及び多子世帯（小学校 3 年生までのお子さんを第 1 子とした場合の第 3 子以降の子ども）は、給食費のうち副食費（おかず代）の徴収が免除となります。免除対象者については、利用する施設に市から情報提供しますので、ご了承ください。</p>	<p>市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯及び多子世帯（小学校 3 年生までのお子さんを第 1 子とした場合の第 3 子以降の子ども）は、施設に支払った給食費のうち副食費（おかず代）に対し、月額 4,800 円を上限に、「副食費に係る補足給付事業費補助金」が支給されます。 <交付の時期（予定）> ○4 月～8 月分：9 月下旬頃 ○9 月～3 月分：4 月下旬頃</p>															

No.	内容	新制度移行幼稚園・ 認定こども園（教育）	従来型幼稚園
⑥	私立幼稚園等 園児利用者負 担軽減補助金 について	<p>○保護者が施設に支払った実費負担費用に対し、補助金が交付されます。〈全員対象〉</p> <p>（1）東京都保護者負担軽減補助金 月額上限 1,800円～6,200円</p> <p>（2）羽村市私立幼稚園等園児利用者負担軽減補助金 月額上限 3,000円</p> <p>※（1）の月額上限額は、世帯の所得により異なります。詳しくは28ページをご覧ください。</p> <p>※（1）の対象経費は利用料（保育料）、特定負担額等で、施設により対象経費が異なります。なお、市内の従来型幼稚園では、1,800円を施設が保護者に代わって受領します。</p> <p>※（2）の対象経費は全てのお子さんが一律に負担する費用（制服代、給食費など）です。一部の方のみが負担する費用（バス代など）は対象となりません。</p> <p>○保護者が施設に支払った預かり保育の利用料に対し、月額16,300円を上限（日額上限450円）に、補助金が交付されます。</p> <p>※対象となるのは、第2子以降で満3歳児クラスに在籍し、保育の必要性があるお子さんです。</p> <p>○一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用した際の利用料に対し、月額42,000円を上限に、補助金が交付されます。</p> <p>※対象となるのは、第2子以降で保育の必要性がある0歳児から2歳児です。</p> <p>〈交付の時期（予定）〉</p> <p>○4月～8月分：9月下旬頃 ○9月～3月分：4月下旬頃</p>	



★利用者負担軽減費補助金限度額表

区分	所得の基準 基準となる税額 4月～8月：前年度（令和5年度） 9月～3月：現年度（令和6年度）		補助単価（月額）		
			第1子 1人在籍の場合 及び同一世帯から 2人以上在籍して いる場合の最年長の 幼児	第2子 以下（注2）に 該当する幼児 （第2子）	第3子以降 以下（注2）に 該当する幼児 （第3子以降）
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯 区分2のうちひとり親世帯等	合計	9,200円		
		内訳	都6,200円+市3,000円		
2	市民税所得割非課税世帯 区分3のうちひとり親世帯等	合計	6,200円	9,200円	
		内訳	都3,200円+市3,000円	都6,200円+市3,000円	
3	市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯（区分1及び区分2に該当する世帯を除く。）	合計	4,800円		9,200円
		内訳	都1,800円+市3,000円		都6,200円+市3,000円
4	市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	合計	4,800円		8,600円
		内訳	都1,800円+市3,000円		都5,600円+市3,000円
5	市民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯	合計	4,800円		8,000円
		内訳	都1,800円+市3,000円		都5,000円+市3,000円
6	上記区分以外の世帯	合計	4,800円		
		内訳	都1,800円+市3,000円		

注1 本表において生活保護法の規定により保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

注2 年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児

認可外保育施設・ その他の保育サービスの 利用を希望する場合

【認可外保育施設 対象施設】

認証保育所

チューリップ・こどものいえ

どんぐりの家保育所

その他の認可外保育施設

ヘリテージインターナショナルスクール

【その他の保育サービス】

一時預かり保育

定期利用保育

病児保育

病後児保育

ファミリー・サポート・センター





その他の保育サービス

①一時預かり保育

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、一時的に保育が必要となる未就学児童を預かる制度です。

施設名	住所	電話番号	対象年齢
玉水保育園	羽東 3-21-12	554-2003	生後6か月以上
羽村たつの子保育園	五ノ神 2-6-20	555-9080	生後6か月以上
太陽の子保育園	五ノ神 3-15-7	555-5780	生後6か月以上
まつぼっくり保育園	羽西 1-7-3	554-0343	生後3か月以上
認定こども園富士みのりこども園	五ノ神 2-12-10	554-7773	生後3か月以上
★認定こども園あすなろ	小作台 1-6-32	570-1558	生後8週以上
★チューリップ・こどものいえ	五ノ神 4-13-10 ワタヤビル 1F	554-5635	生後8週以上
★どんぐりの家保育所	神明台 3-3-12	579-1215	生後8週以上

※対象年齢は原則上記のとおりですが、詳しくは各施設にお問い合わせください。

※★マークがついている施設は、利用料が異なります。詳しくは施設にお問い合わせください。

♪保育時間 … 月～金曜日 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

♪利用方法 … 事前登録が必要となります。直接各施設にお問い合わせください。

※保育園などに所属がある場合にはお使いいただけません。

※ご利用人数に限りがありますので、ご了承ください。

♪利用料

クラス（4月1日時点）	1時間	1日
0歳児クラス～1歳児クラス	700円	2,800円
2歳児クラス～5歳児クラス	600円	2,300円

♪クラス年齢は4月1日時点の年齢です。

♪食事が必要な場合は別途食事代が必要です。

♪市外の方もご利用いただけますが、上記と異なる利用料となりますので施設へお問い合わせください。

なお、里帰り出産の場合には特例として市民料金でご利用いただけますが、出産要件と同様に、予定月とその前後2か月のみとなります。ご不明点については保育・幼稚園係へお問い合わせください。

※無償化について詳しくは37ページをご覧ください。

②定期利用保育

パートタイム勤務や短時間労働など保護者のさまざまな事情に対応して児童を継続的に預かる制度です。
※市外の方、及び幼稚園・保育園などに所属がある方はご利用いただけません。

施設名	住所	電話番号	対象年齢
玉水保育園	羽東3-21-12	554-2003	生後6か月以上
羽村たつの子保育園	五ノ神2-6-20	555-9080	生後6か月以上
太陽の子保育園	五ノ神3-15-7	555-5780	生後6か月以上
まつぼっくり保育園	羽西1-7-3	554-0343	生後3か月以上
認定こども園富士みのりこども園	五ノ神2-12-10	554-7773	生後3か月以上
認定こども園あすなろ	小作台1-6-32	570-1558	生後8週以上
チュールリップ・こどものいえ (利用料が異なります)	五ノ神4-13-10 ワタヤビル1F	554-5635	生後8週以上

♪保育時間 … 月～金曜日 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く） ※利用上限 月160時間

♪利用方法

- 1) 1回につき3時間以上利用される方が対象となります。「**保育の必要性の認定**」を受けて利用可能になりますので、市が発行する「教育・保育給付認定証」または「施設等利用給付認定」が必要になります。「定期利用保育」を利用するための認定申請は、随時受け付けていますが、認定は申請した月の翌日からとなります。
- 2) あらかじめ2カ月間の利用申込みが必要です。先着順で受け付けます（人数に限りあり）。
- 3) お迎えは、必ず時間内をお願いします（時間厳守）。万一お迎えが遅くなると予測される場合は、お早めに連絡をお願いします。

※その他、空き状況、契約方法等、詳細は各施設にお問い合わせください

※対象年齢は原則上記のとおりですが、詳しくは各施設にお問い合わせください。

♪利用料 … 利用契約時間により利用料が異なります。（下記表のとおり）

年齢区分	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
月の利用時間	月 額	月額（うち給食費）
128時間以上 160時間以下	44,000円	44,000円（4,000円）
112時間以上 128時間以内	33,000円	33,000円（3,500円）
96時間以上 112時間未満	28,600円	28,600円（3,000円）
80時間以上 96時間未満	24,200円	24,200円（2,500円）
64時間以上 80時間未満	19,800円	19,800円（2,000円）
48時間以上 64時間未満	15,400円	15,400円（1,500円）

※ 3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん、0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯のお子さん、0歳児クラスから2歳児クラスの市民税課税世帯の第二子以降のお子さんに係る定期利用保育事業の利用料は無償化による給付の対象となります。

※ 無償化の上限は、月額37,000円（0歳から2歳児は月額42,000円）となります。
なお、給食費は無償化の対象外です。

③病児保育

保護者の仕事等の都合により家庭で保育ができない場合に、病気のお子さんを専用施設で看護師・保育士等が一時的にお預かりする事業です。

- ♪実施施設 … 病児保育施設 あおりんご（ばば子どもクリニック併設）
- ♪住 所 … 羽村市五ノ神 352-22
- ♪電話番号 … 555-3788
- ♪開室時間 … 月～水、金 8:30～18:00 土 8:30～12:00（木曜定休日）
※祝日および、夏休み、年末年始等の臨時休診日を除く

月	火	水	木	金	土	日
○	○	○	—	○	AM	—

- ♪対象児童 … 生後6か月～小学6年生まで
- ♪定 員 … 1日あたり4人（先着）
- ♪利用料金 … 羽村市在住・在勤 1日あたり 1,000円（土曜日 500円）
市民以外（羽村市在勤者を除く） 1日あたり 2,000円（土曜日 1,000円）
※無償化について詳しくは37ページ。利用前に市役所で手続きを行ってください。
※生活保護世帯、非課税世帯は利用料が免除となります。

♪利用方法

①登録

初回利用時に登録を行います。（事前登録は不要です）

②利用申込

あらかじめ医師の診察を受けた上で（要診断名）、利用日の前日（前日が休みにあたる場合はその前の開室日）に電話で申し込んでください。

予約受付時間		
	羽村市在住・在勤	市民以外（羽村市在勤者を除く）
平日	10:00～17:30	17:30～18:00
土曜日	10:00～11:30	11:30～12:00

詳しい利用方法等については施設へお問い合わせください。



④病後児保育

児童が病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かる事業です。

♪実施施設 … 病後児保育 たんぽぽ（羽村たつの子保育園併設）

♪住 所 … 羽村市五ノ神 2-6-20

♪電話番号 … 555-9080

♪開室時間 … 平日 8:00~18:00 ※土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始はお休みです。



月	火	水	木	金	土	日
○	○	○	○	○	—	—



♪対象児童 … 生後6か月～小学6年生まで

♪定 員 … 1日あたり4人（先着）

♪利用料金 … 羽村市在住・在勤 1日あたり 1,000円＋給食費 300円
 市民以外（羽村市在勤者を除く） 1日あたり 2,000円＋給食費 300円
 ※無償化について詳しくは37ページ
 ※連絡なく当日キャンセルとなった場合には半額分の支払いが必要です。

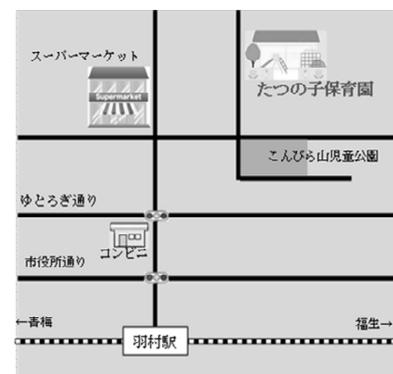
♪利用方法

①登 録 … 各年度の初回利用時に事前登録が必要になります。

②利用申込 … あらかじめ医師の診察を受けた上で（要診断名）、利用日の前日まで（前日が休みにあたる場合はその前の開室日まで）に電話で申し込んでください。

予約受付時間	
羽村市在住・在勤	市民以外（羽村市在勤者を除く）
8:30~17:00	17:00~18:00

詳しい利用方法等については施設へお問い合わせください。



⑤休日保育

年末・年始を除く日曜日・祝日に、保護者の就労等により保育が必要となる児童を預かる事業です。



♪実施施設 … 太陽の子保育園（羽村市五ノ神 3-15-7）

♪電話番号 … 555-5780

♪保育時間 … 7:00～18:00

♪対象児童 … 下記①～③すべてに該当する場合、利用することができます。

①保護者の就労等に伴い日曜日・祝日における保育を必要としている児童

②生後6か月以上の未就学児

③認可保育園・認定こども園・家庭的保育者・認証保育所を利用している

市内在住の児童（羽村市内の認可保育園を利用している場合は市外在住児童も可）

※太陽の子保育園以外の保育施設に在籍している方も利用できます。

♪利用料金 … 無料

♪利用方法 … 事前登録が必要です。給食はありませんので、お弁当とおやつをご持参ください。

詳細は施設にお問い合わせください。

⑥乳幼児ショートステイ

保護者の方の病気・事故・冠婚葬祭・病気看護・出張などの理由で一時的に保育ができなくなった場合に、原則として7日以内の期間でお子さんを保育する制度です。宿泊も可能です。

♪実施施設 … 社会福祉法人 東京恵明学園（青梅市友田町 2-714-1）

♪電話番号 … 0428-23-0241

♪基本保育時間 … 8:00～19:00

♪対象年齢 … 生後57日～未就学児

♪利用料金 … 1日の保育時間：11時間未満 3,000円

11時間以上 4,000円（宿泊を含む）

♪利用方法 … 1. 子ども家庭支援センターに電話で予定の日時が利用可能か確認
2. 確認後、ご利用の3日前までに申請書を子ども家庭支援センターにて記入
（印鑑と健康保険証をお持ちください）

3. 申請後、利用前に東京恵明学園に電話連絡し、最終打ち合わせ

♪問合せ … 子ども家庭支援センター 電話：578-2882

⑦ファミリー・サポート・センター

育児の手助けをしたい方（協力会員）と育児の手助けが必要な方（利用会員）が会員登録をし、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする活動です。センターでは担当のアドバイザーが中心となって活動の調整をしています。

- ♪実施施設 … 羽村市社会福祉協議会
- ♪電話 … 554-0304
- ♪対象年齢 … 生後6ヵ月～小学6年生まで
- ♪サポート内容 … 保育施設までの送迎や一時的な保育
お子さんを預かる場合は原則として協力会員の自宅で行い、宿泊はできません。
- ♪利用方法 … 実施施設へ直接お問い合わせください。
- ♪利用料金

平日及び土曜日	9:00～17:00	1時間あたり 700円
	上記以外	1時間あたり 850円
日曜日、祝日	終日	1時間あたり 850円

※複数の子どもを預ける場合は、きょうだいに限り2人目からの利用料は半額

⑧未就園児の定期的な預かり事業

子育て家庭における子育て力の向上や育児不安の軽減を目的に、保護者の就労等の有無に関わらず、幼稚園・保育園等で未就園児を定期的に預かります。

実施施設

施設名	連絡先	定員	対象年齢	預かり曜日	預かり時間
五ノ神幼稚園	554-6878	12人	満2歳から	火・水・金	9:00～11:30
富士学院幼稚園	555-1241	12人	満2歳から	月～金	①9:00～14:00（給食あり） ②9:00～11:30（給食なし）
チューリップ・こどものいえ （認証保育所）	554-5635	3人	0歳から2歳	月～金	9:00～15:00

- ・1か月に4から8日の範囲で、2か月間以上の予約をする必要があります。
- ・直接、施設に申し込んでください。
- ・利用料の減免については、保育・幼稚園係にお問い合わせください。

●無償化対象事業

一時預かり保育、病児保育、病後児保育、ファミリー・サポート・センター

●申込先

施設との直接契約・申し込みです。申込方法や利用保育料等は各施設にお問い合わせください。

●無償化

無償化の対象となるには施設等利用給付認定が必要です。(詳しくは38ページ)

※必要書類は施設から配布されます。

対象児童	新2号認定または新3号認定の児童 ※すでに保育園等に通っている児童は除く		
無償化の上限	新2号認定児童 月額 37,000 円 新3号認定児童 月額 42,000 円		
無償化の対象経費	利用料(給食費を除いた額)		
無償化の方法	<p>利用料の無償化分については、市から利用施設へ直接支払うため、保護者の方は差額分と給食費等をお支払いいただきます。ただし、複数の施設の一時預かりを利用する場合(下記の例のように複数のサービスを利用する場合)、一度利用料を全額施設にお支払いいただき、後日羽村市から保護者の方へ無償化分をお返りする「償還払い」となります。償還払いは年2回行い、市から請求に関する案内をいたします。</p> <p>無償化の例 3歳児クラスの児童で一時預かり保育を12日間、病児保育を4日間、ファミリー・サポート・センターを10時間利用した場合の月額</p>		
	利用したサービス	支払った利用料	無償化限度額
	一時預かり保育	27,600 円	37,000 円 市から 償還払い
	病児保育	4,000 円	
	ファミリー・サポート・センター	7,000 円	
合計	38,600 円		
			1,600 円 + 給食費等

3. 教育・保育給付認定、施設等利用給付認定について



子どものための教育・保育給付認定

幼稚園（新制度移行園）、認可保育園、認定こども園、家庭的保育者を利用したい場合は「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前で、教育を希望する子ども	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（教育） 幼稚園での預かり保育（※1）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前で、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	認可保育園 認定こども園（保育）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前で、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	認可保育園 認定こども園（保育） 家庭的保育者

※1 1号認定を受けている方が預かり保育を利用する場合、保育の必要性があれば、新2号（下記参照）の認定を受けることで、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。



子育てのための施設等利用給付認定

幼稚園（従来型幼稚園）、認可外保育施設等で教育・保育を受け、かつ無償化による給付を受ける場合は「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前で、教育を希望する子ども	幼稚園（従来型幼稚園）
新2号認定（※2）	4月1日時点で3歳以上の小学校就学前で、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	幼稚園、認定こども園（教育） 認可外保育施設（認証保育所）、 一時預かり保育
新3号認定（※2）	4月1日時点で3歳に達していない小学校就学前で、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする住民税非課税世帯の子ども	病児・病後児保育 ファミリー・サポート・センター 幼稚園での預かり保育

※2 すでに現在の2号、3号認定を受けている場合は、新2号、新3号の申請は必要ありません。

4. 施設一覧

本項目に記載されている内容は、令和6年11月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(1) 認可保育園

No.	保育園名	住所	電話	クラス別定員						保育時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1	玉水保育園	羽東 3-21-12	554-2003	6	18	24	24	24	24	7:00~19:00
2	富士見第一保育園	緑ヶ丘 4-12-40	554-6709	6	15	19	20	20	20	7:00~19:00
3	富士見第二保育園	富士見平 2-3-16	554-2073	6	14	20	20	25	25	7:00~19:00
4	かやの実保育園	栄町 2-1-5	555-0458	12	18	20	20	20	20	7:00~19:00
5	羽村まつの木保育園	小作台 3-9-12	554-5586	9	12	15	20	20	21	7:00~19:00
6	羽村たつの子保育園	五ノ神 2-6-20	555-3791	12	18	18	18	18	18	7:00~19:00
7	太陽の子保育園	五ノ神 3-15-7	555-5780	12	18	20	20	40		7:00~20:00
8	あおぞら保育園	神明台 1-3-9	554-2154	6	12	18	18	18	18	7:00~19:00
9	まつぼっくり保育園	羽西 1-7-3	554-0343	6	12	14	14	14	14	7:00~19:00
10	さくら保育園	羽加美 2-16-1	533-6204	9	15	16	16	34		7:00~19:00
11	チューリップ保育園	双葉町 1-1-22	554-0102	3	5	7	15			7:00~20:00
12	羽村しらうめ保育園	羽東 1-29-16	555-1019	9	11	14	16	33		7:00~19:00

(2) 認定こども園

No.	施設名	住所	電話	区分	クラス別定員						教育時間 保育時間
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1	認定こども園 あすなろ	小作台 1-6-32	570-1558	1号	—	—	—	2	2	2	9:00~13:00
				2号	6	10	10	8	8	8	7:00~20:00
				3号							
2	認定こども園 富士みのりこども園	五ノ神 2-12-10	554-7773	1号	—	—	—	4	4	4	9:00~13:00
				2号	12	20	24	24	48		6:30~19:30
				3号							

※保育料の他に費用がかかる場合があります。詳しくは施設へお問い合わせください。

※認定こども園あすなろの延長保育料は認可保育園と異なります。

※保育園部分（2号・3号）を利用する場合には、羽村市役所へ申込みが必要です。幼稚園部分（1号）を利用する場合は、各施設に直接お申し込みください。

(3) 家庭的保育者

No.	名前	住所	電話	対象年齢	定員	保育時間	連携保育施設
1	しみず ゆみこ 清水 由美子	羽東 1-28-30	555-6041	0~2歳児	3	8:30~17:30	羽村しらうめ保育園
2	もりた てるこ 森田 照子	栄町 1-8-86	080- 1125-0777	0~2歳児	3	8:30~17:30	かやの実保育園

※利用申込み前に、事前見学をお願いしています。

※3歳児クラス以降はお預かりできないため、3歳児クラスに上がるまでに転園が必要となります。

※家庭的保育事業は、保育時間が短時間（8:30~16:30）です。17:30まで預ける延長保育を希望する場合、別途費用がかかります。（1回につき1,000円）

保育園・認定こども園・家庭的保育者の空き状況については
羽村市公式サイトでお知らせします。（毎月1日更新）



(4) 幼稚園(新制度移行園)

幼稚園名	所在地	電話番号	定員	給食	スクールバス	保育（教育）時間	預かり（延長）保育実施の有無
ルーテル羽村幼稚園 (満3歳児クラス有)	羽東 2-19-29	554-6351	60	週5回	有	9:00~14:30 水曜のみ 9:00~13:00	7:30~9:00 14:30~19:00 水曜のみ 13:00~19:00
さかえ幼稚園 (満3歳児クラス有)	栄町 1-7-3	555-0723	360	週2回 (週5対象可)	有	8:30~14:00	7:00~8:30 14:00~19:00
富士学院幼稚園 (満3歳児クラス有)	神明台 1-23-3	555-1241	280	週5回	有	8:30~14:00 水曜のみ 8:30~13:00	14:00~17:30 水曜のみ 13:00~17:30

施設との直接契約です。利用料、空き状況、入園手続き等については、幼稚園にお問い合わせください。

(5) 幼稚園(従来型幼稚園)

幼稚園名	所在地	電話番号	定員	給食	スナック バス	保育(教育) 時間	預かり(延長) 保育実施の有無
五ノ神幼稚園 (満3歳児クラス有)	緑ヶ丘 1-10-10	554-6878	350	週4回	有	9:30~13:30	7:30~9:30 13:30~18:30
羽村善隣幼稚園	双葉町 2-10-7	551-1675	160	週3回	有	8:30~14:00 水曜のみ 8:30~13:00	14:00~17:00 水曜のみ 13:00~17:00
村野小鳩幼稚園 (満3歳児クラス有)	小作台 5-23-1	554-1303	280	週5回	有	8:30~14:00	7:30~8:30 14:00~18:00

施設との直接契約です。利用料、空き状況、入園手続き等については、幼稚園にお問い合わせください。

(6) 認証保育所(認可外保育施設)

No.	施設名	住所	電話	区分	クラス別定員					保育時間	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	延長保育
1	チューリップ・ こどものいえ	五ノ神 4-13-10 ワタヤビル 1F	554-5635	A型	5	5	8	4	8	8:00~18:00 7:00~8:00 18:00~20:00	
2	どんぐりの家 保育所	神明台 3-3-12	579-1215	A型	3	6	6	6	14	8:00~19:00 7:00~8:00 19:00~20:00	

施設との直接契約です。利用料、空き状況、入所手続き等については、施設にお問い合わせください。

(7) その他の認可外保育施設

施設名	所在地	電話番号	クラス別定員					保育時間	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	延長保育
ヘリテージ インターナショナル スクール	双葉町 2-9-7	513-3459	-	-	5	15	10	16	9:00~14:00 14:00~18:00

施設との直接契約です。利用料、空き状況、入所手続き等については、施設にお問い合わせください。

羽村市の子育て情報

保育園や幼稚園の場所を知りたい！

保育施設



幼稚園



保育園の空き情報を知りたい！

空き状況



子育て全般の情報を知りたい！

子育て応援ガイド



羽村市LINE



サポート一覧



愛情\ギョッ/と
ず〜っと😊
はむら

東京で子育てしやすいまち

「人の温かさ」「都会の便利さ」「自然の豊かさ」
子どもの成長に大切なモノと家族に必要なモノが
小さなまちにバランスよくそろっている東京の
羽村市だから、みんなの優しさで子どもを育てる、
家族の笑顔があふれる暮らし方を実現できるのです。



令和7年度 羽村市 保育園・幼稚園等ガイドブック

令和7年11月

発行 羽村市

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話 042-555-1111 内線 231～234

FAX 042-554-2921

羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>

羽村市公式PRサイト <https://www.city.hamura.tokyo.jp/prsite/>

